

「正社員」の「雇用」と「定着」に

取り組む県内の中小企業等のみなさまへ

—「正社員雇用拡大助成金」のご案内—

正社員雇用の効果

効果1 人材の確保と育成

人材確保が行いやすくなり、さらに中長期的視点での人材育成や技術の伝承が行いやすくなります。

効果2 企業のイメージアップ

顧客との良好な関係が維持でき、企業のイメージ向上など営業面でも効果が高まります。

効果3 生産性の向上

正規雇用化による「雇用の安定」と「働く人の企業への期待の高さ」は、社員のモチベーションと企業に対するロイヤリティーを向上させます。

「定着の取り組み」から つながる3つのメリット！

社員の目標が明確に！



社員にキャリアパス等を提案することで、目標が明確になり、どのようなステップアップをするかを「意識づける」ことにつながります。

自社のPRポイントに！



新規社員募集のときに、業務内容だけでなく、社内の様々な取り組みを紹介できますので、より一層、「自社のPR」につながります。

社内の雰囲気の向上に！



定期面談や相談しやすい体制を整えていくことで、社内での「コミュニケーション」がとりやすい体制づくりや雰囲気の向上につながります。

申請書提出期限

平成31年1月4日

※ただし、正社員の採用日から1か月以内にご提出ください。
(なお、予算額に達した場合は、申請期間中でも受付を終了することがあります)

申請の方法やご不明点がありましたら、
⇐ お気軽にチラシ裏面の【問い合わせ】へご連絡下さい。

助成金支給額

30万円～**90万円**

※助成対象となる新規採用の
正社員1人あたり30万円。
1社につき3名まで。

【助成金申請までの確認項目】

Step1: 貴社が「対象事業者」にあたるか確認する

(1)対象事業者: 以下の要件をすべて満たす「事業者」であること

- ①沖縄県内に「雇用保険適用事業所設置届」を提出している中小企業事業主(※1)
- ②その他、必要な要件(※2)を満たしていること

※1: 中小企業事業主の範囲は「主たる事業」ごとに異なりますので、「正社員雇用拡大助成金事業交付要綱」や、下記【問い合わせ】欄のWebページをご確認下さい。なお、「企業」には、「中小企業、個人事業主、特例社団法人、一般社団法人、公益社団法人、特例財団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、労働組合、協同組合、協業組合等」が含まれます。

※2: 過去6か月以内に事業主都合による離職者がいない、暴力団又は暴力団と関係する事業者でない、風俗営業等を行う事業者でない、直近3年間の労働関係法令の重大な違反がない、不正受給してから3年以内でないこと等です。(参照: 正社員雇用拡大助成金事業要綱第3条)

Step2: 貴社が雇用した方や貴社の計画が「助成要件」にあたるか確認する

(1)雇用者要件: 以下の要件を全て満たす「正社員」を「新規雇用」すること

- ①35歳未満の者(卒後3年以内の者を除く)で、過去1年以内に正社員として雇用されていない者
- ②平成30年10月から平成30年12月1日までに採用した者

(2)雇用定着計画書: 上記(1)の「正社員」を「新規雇用」後、3か月の間に、定着につながる①～③の全項目について計画書に盛り込む

計画書の内容

- ①定期面談及びフォローアップ、相談体制の構築
- ②キャリアパスの提示
- ③上記①及び②以外での定着につながる取り組み

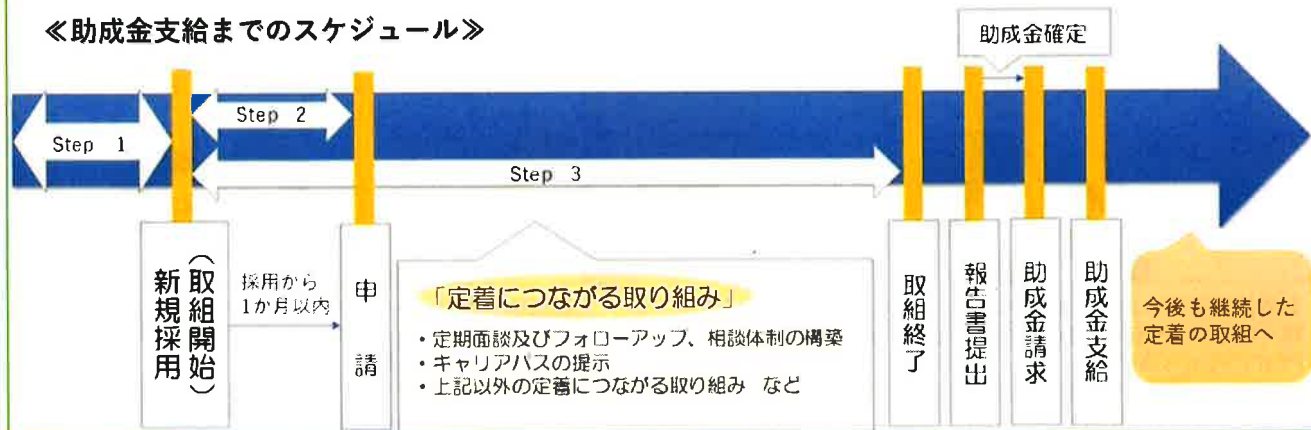


※申請書は正社員を採用後、1か月以内にご提出ください。

・申請書の書き方等で、ご不明点がある場合は、下記の【問い合わせ】へお気軽にご相談下さい。

Step3: 定着につながる取り組みを実施する

＜助成金支給までのスケジュール＞



【問い合わせ】

公益財団法人沖縄県産業振興公社
産業振興部 産業振興課

(正社員雇用拡大助成金事業 担当: 銘苅(めかり)、山本、富川)

電話: 098-859-6239 FAX: 098-859-6233

住所: 沖縄県那覇市字小禄1831-1(沖縄産業支援センター4階)

※要綱及び申請書については、
下記Webサイトよりダウンロードしてください。
(URL: <http://okinawa-ric.jp/news/information/11011.php>)